

第 1 章

基本的事項

第1章 基本的事項

第1節 計画の趣旨と見直しの背景

中央市では多様な環境問題への対応のため、平成18年2月に「中央市環境基本条例」を制定しその基本理念に基づき、平成21年3月に「中央市環境基本計画」を策定しました。また、環境基本計画の策定から5年後に前計画の中間見直しを行い、「中央市環境基本計画（後期計画）」として改訂しました。その間には社会情勢も変化し、環境保全に関する意識や生活スタイルの変化が進み、再生可能エネルギーへの転換や節電、省エネルギーなど、より環境に配慮した持続可能な社会への転換が今まで以上に求められるようになってきました。

国においては、持続可能な社会の実現のため「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成することを目標とし、平成30年4月に第5次環境基本計画が策定されました。

また、本市においては、「実り豊かな生活文化都市」実現のために5つの「まちづくり」を基本政策に掲げた「第2次中央市長期総合計画」が平成30年3月に策定され、基本施策の一つとして位置づけられた「環境に配慮した地域社会の実現」に向け、生活環境の向上、循環型社会の確立といった環境に係る施策の方向性が示されています。

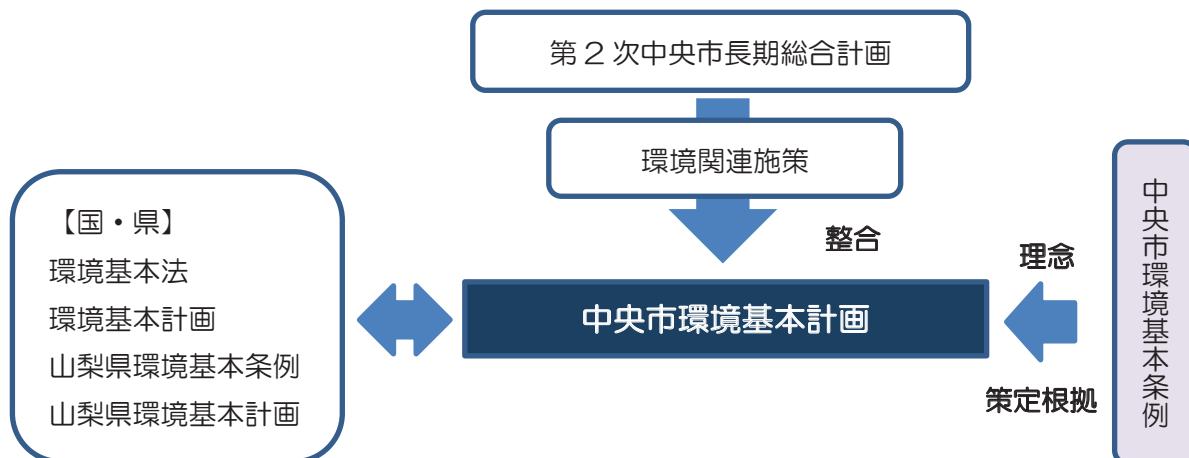
このような状況のなかで「中央市環境基本計画（後期計画）」の検証を踏まえ、他の環境政策との整合性を図ることを目的として、「第2次中央市環境基本計画」を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけ

「第2次中央市環境基本計画」は、中央市環境基本条例による「市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的としています。

今回見直しを行った「第2次中央市環境基本計画」は、国や県の環境基本計画を見据えるとともに、市政の基本方針を示す「第2次中央市長期総合計画」における環境関連施策を実行するための計画として位置づけられ、市政全般において環境に配慮した事業等を展開していくための基本的な方向性を示すものとなっています。

図表1－1 中央市環境基本計画の位置づけ



図表1－2 中央市環境基本条例（抜粋）

【基本理念】

第3条 良好的な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 良好的な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 良好的な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

【環境基本計画の策定】

第8条 市長は、良好的な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好的な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という）を定めなければならない。

第3節 計画の対象

1 対象とする地域の範囲

本計画の対象とする地域は、原則として本市全域とします。

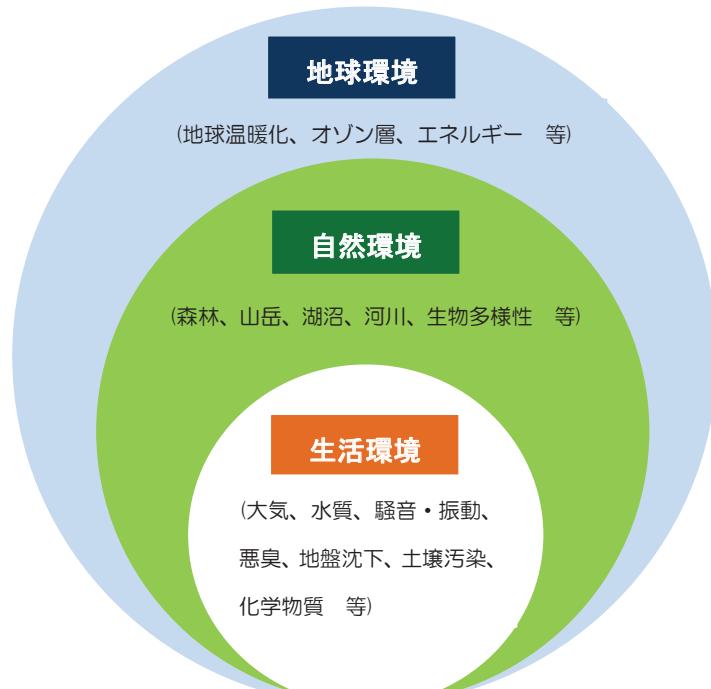
ただし、河川の流域の問題など国、県及び周辺自治体との連携が必要な項目については、関係機関と協力し取り組みを進めます。

2 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする範囲は、本市の特性を考慮し以下に示す項目を対象とします。

図表1-3 対象とする環境の範囲

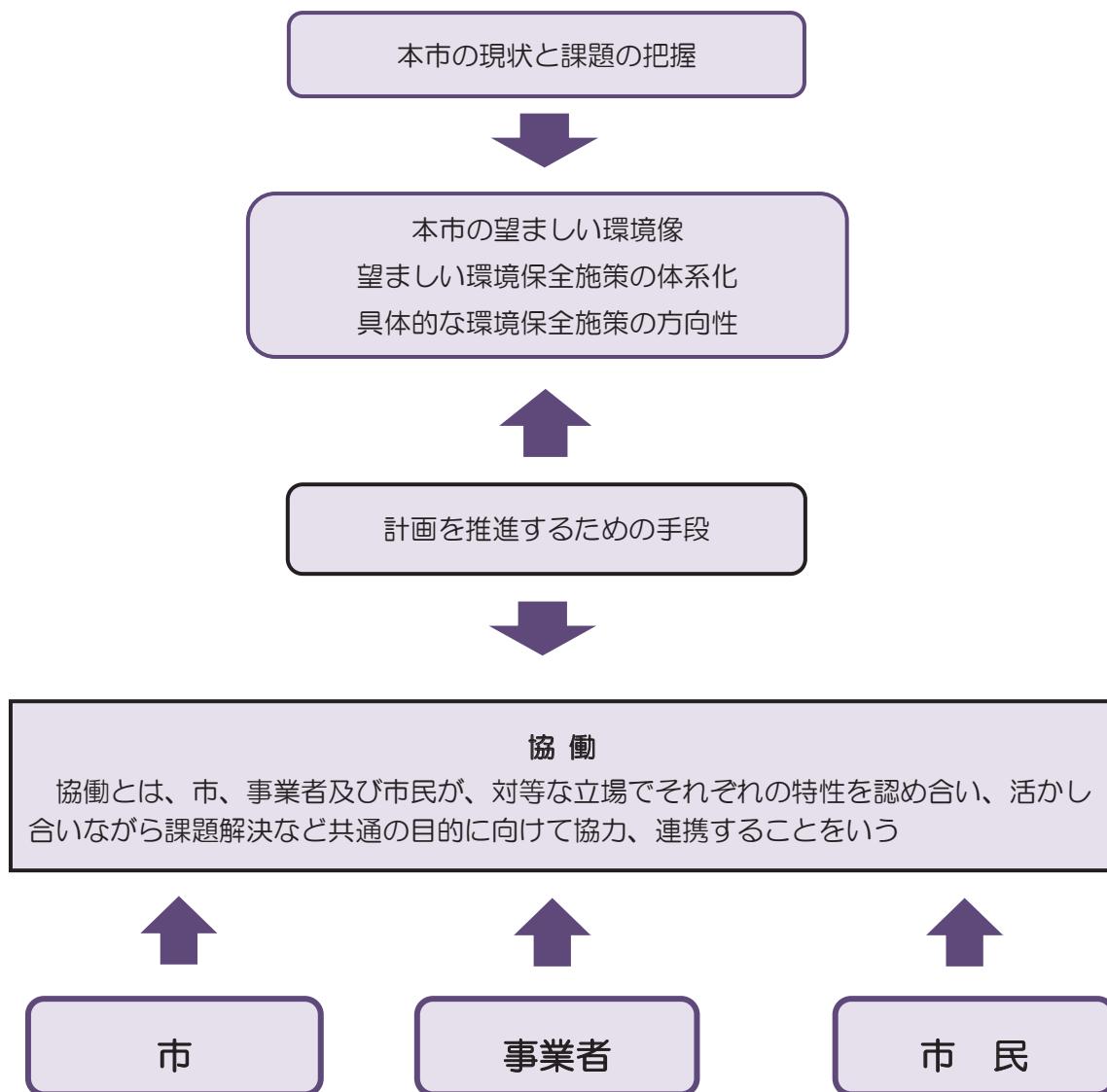
環境の範囲	項目
生活環境	<input type="radio"/> 大気、水質、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、化学物質 等 <input type="radio"/> 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化遺産 等 <input type="radio"/> 廃棄物、物質循環 等
自然環境	<input type="radio"/> 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 等
地球環境	<input type="radio"/> 地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等



第4節 計画の役割

本計画は、本市が目指すべき環境の将来像を明らかにするとともに環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示し、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、図表1－4に示す役割を担います。

図表1－4 本計画の役割



第5節 計画の期間

本計画の期間は、2019年度～2028年度とします。

2018年3月に第2次中央市長期総合計画が策定され、また、環境基本計画（後期計画）策定後5年が経過しその間に新たな施策や事業の展開、本市を取り巻く状況の変化があつたことから、2019年度を開始年度として現在までの取り組みの成果や新たな要素を反映させた内容に見直します。

図表1－5 計画期間

